10　第三条第十九項の規定は、法第二十九条の二第十三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

11　第三条第二十項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

12　第三条第二十一項の規定は、法第二十九条の二第十三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

第五条第六項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項から第十一項までの規定中「第七項」を「同条第十二項中「もの（同項ただし書の場合にあつては、代理人。次項及び第十四項において同じ。）」とあるのは「もの」と、同条第十三項及び第十四項中「第十項の」に、「「第五条第五項」を「第五条第五項の」に改め、同条第七項中「の規定に」を「若しくは第十一項の規定に」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に改め、同条第八項中「第三条第八項から第十一項」を「第三条第十一項から第十四項」に、「又は命令」を「若しくは命令又はこれらの取消し」に、「同条第八項中「前項」とあり、及び同条第九項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」と、同条第十項中「第七項」とあるのは「第五条第七項」を「第六号又は第七号」と、同条第十四項中「第十項の」とあるのは「第五条第七項の」に改める。

第六条の表第二十七条第七項の項を削り、同表第二十七条第八項の項中「対内直接投資等」の下に「又は国の安全等に係る措置に関する修正」を加え、同表第二十七条第九項の項及び第二十七条第十項の項を次のように改める。

第二十七条第九項		
第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項	第三十条第三項又は第六項	
これらの規定により延長された禁止期間の満了前であつても	当該技術導入契約の締結等に係る届出を行つた日から起算して四月（同項の規定により延長された場合にあつては、五月）を経過しなくても	
対内直接投資等を行う	技術導入契約の締結等をする	
第二十七条第十項		
対内直接投資等に係る内容の変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該対内直接投資等の	技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は	
、国の安全等に係る措置に関する修正又は当該中止	又は中止	
第三項若しくは第六項又は第二十七条の三第二項の規定により延長された禁止期間	当該届出を受理した日から起算して同条第三項又は第六項の規定により延長された期間	

第六条の表第二十七条第十一項の項中「内容」の下に「の変更若しくは国の安全等に係る措置に関する修正」を、「一部」の下に「の変更」を加え、同表第二十七条第十二項の項を次のように改める。

第二十七条第十二項	第五項から前項までに定めるもののほか、これらの規定による対内直接投資等に係る内容の変更、国の安全等に係る措置に関する修正又は対内直接投資等の	第七項から前項まで並びに第三十条第五項及び第六項に定めるもののほか、技術導入契約の締結等に係る条項の全部若しくは一部の変更又は

第六条の三第二項中「第三条の二第三項」を「第三条の二第四項」に改め、同条第三項第三号中「又は」を「第三条第五項に規定する行為に該当するものに限る。）又は」に改め、「及び実行の日」を削り、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　対内直接投資等又は特定取得の実行の日

第六条の三に次の三項を加える。

4　第三条第十九項の規定は、法第五十五条の五第三項第二号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第十九項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

5　第三条第二十項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に規定する政令で定める特別の関係について準用する。

6　第三条第二十一項の規定は、法第五十五条の五第三項第三号に規定する政令で定めるものについて準用する。この場合において、第三条第二十一項中「対内直接投資等」とあるのは、「対内直接投資等又は特定取得」と読み替えるものとする。

第七条第一号中「会社（特別の法律により設立された法人を含む。）の株式若しくは持分の取得若しくは譲渡、議決権の取得、株式への一任運用、議決権代理行使受任、議決権行使等権限の取得、議決権代理行使委任、共同議決権行使同意取得又は事業目的の実質的な変更、取締役若しくは監査役の選任、吸収合併若しくは会社の解散に関する事項　当該会社」を「法第二十六条第二項第一号から第四号までに掲げる行為、同項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものを除く。）若しくは法第二十六条第二項第七号に掲げる行為若しくは第二条第二十五項第一号から第八号までに掲げる行為又は特定取得に関する事項　これらの行為に係る法人又は特定取得に係る会社」に、「（その子会社」を「（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の被支配会社等」に、「第三条第二項第一号」を「第三条第二項第一号イ」に、「主務省令で定めるものが同号」を「主務省令で定める他の会社が同号イ」に、「又はその子会社」を「又は当該特定取得に係る会社の子会社」に、「主務省令で定めるものが同項」を「主務省令で定める他の会社が同項」に改め、「。第六号において同じ」を削り、同条第二号から第四号までを次のように改める。

二　法第二十六条第二項第五号に掲げる行為（第二条第十一項第二号に掲げる議案に係るものに限る。）又は法第二十六条第二項第八号に掲げる行為に関する事項　これらの行為に係る事業の所管大臣

三　法第二十六条第二項第六号に掲げる行為に関する事項　当該行為に係る支店等の営む事業の所管大臣

四　法第二十六条第二項第九号若しくは第十号に掲げる行為又は第二条第二十五項第九号から第十五号までに掲げる行為に関する事項　これらの行為に係る直接保有法人等又は出資証券所有法人等が株式若しくは持分若しくは出資証券を所有し、又は保有等議決権を保有する法人の営む事業の所管大臣（当該法人（特別の法律により設立された法人を除く。）の子会社又は第三条第二項第一号ロに規定する主務省令で定める他の会社が同号イに規定する主務省令で定める業種に属する事業を営んでいる場合にあつては、これらの事業の所管大臣を含む。）